

兵庫地方最低賃金審議会  
第3回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年10月1日(火) 15時00分～16時36分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	桜間委員
労働者代表委員	岩崎委員、小菅委員、坂元委員
使用者代表委員	中崎委員、松下委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官 小川労働基準監督官
<p>(1) 兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について</p> <p>(2) その他</p>	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 ただ今から、第3回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。</p> <p>本日は、上林委員、高階委員、下岡委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。</p> <p>では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p> <p>○桜間部会長 それでは、審議に入りたいと思います。 まず、事務局から何か参考となる情報等はございますか。</p> <p>○安積賃金室長 はい。 事務局より、他府県の情報と兵庫県の他業種の専門部会の状況について、御説明させていただきます。 まず、他府県の情報といたしまして隣の大阪では、はん用機械器具製造業、生産用機</p>	

械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属製品製造業等の、兵庫とは完全に業種が一致しているわけではないのですが似通った業種というところでの審議状況としまして、プラス 57 円の 1,127 円。大阪の地賃がプラス 50 円ですので 7 円上積みしてのプラス 57 円となっております。それ以外の他府県では似通った業種での金額が決定されたとの情報は入って来ておりません。

次に兵庫県での他の業種での各部会の状況について御説明させていただきます。

自動車小売業については、必要性なしで結審しました。塗料製造業は、プラス 51 円の 1,099 円で、鉄鋼業は、プラス 51 円の 1,116 円で、電子部品等製造業は、プラス 51 円の 1,053 円で、輸送用機械器具製造業は、プラス 51 円の 1,126 円で、計量器等製造業は、プラス 51 円の 1,053 円でいずれも全会一致で結審しております。

審議が残っておりますのは、このはん用機械器具等製造業のみとなっております。

以上です。

#### ○桜間部会長

それでは、議題（１）「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引続き金額についての審議となります。

前回の労使それぞれの主張としましては、

労働者側が、78 円引上げの 1,113 円。

その理由としては、地賃の引上げに応じる優位性の確保、特定最賃が適用される非正規雇用労働者や未組織労働者への物価上昇に対する対応、また、人材確保と地域間格差の是正には、近隣の大阪府との金額差を埋め、働き手の流出を防止する必要性がある。

今年度の申出の最も低い労働協約額 1,113 円を踏まえ、今年度の兵庫県の地域別最賃引上げ額がプラス 51 円であること、さらに地域間格差の是正と非正規雇用労働者や未組織労働者への波及としてプラス 27 円を積上げる必要があると考え、その合計プラス 78 円の引上げを求めたいということでございました。

それに対して使用者側は、46 円引上げの 1,081 円。

その理由としては、はん用の製造業に関しては、景気に左右されることが大きく、原材料の価格も上がり続けている中で、体力差がある中小企業にとって賃上げは非常に重いものである。そこで、金額提示については根拠に基づくことが必要であり、昨年が大きな金額増加の改定であったということも加味し、経営の状況、企業の状況を加味した結果、今年度の賃上げ率をひとつの目安にしたいということで、連合の資料から 300 人未満の中小企業の賃上げ率が 4.45%であったことを勘案し、今回 46 円引上げを提示したいということでございました。

その後、公労会議、公使会議を行いました。結論は出ず、本日を迎えております。

以上の内容でよろしいでしょうか。

#### ○労使委員

はい。

○桜間部会長

それでは、引続き金額審議を進めていくことにいたしますが、それぞれ打合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○桜間部会長

はい。

わかりました。

では、別室で打合わせをお願いします。

(労使委員それぞれ別室で打合せ)

○桜間部会長

それでは、審議を再開いたします。

まず、申出をいただいた労働者側委員から、改めて理由とともに引上げ額及び改定後の金額提示をお願いいたします。

○坂元委員

理由と金額については、先ほどの第1回にあったものと同じで、プラス 78 円で変わりはありません。

以上です。

○桜間部会長

それでは、使用者側委員からお願いします。

○松下委員

使用者側としましては、考え方としては前回と同じで、根拠のある数字を示したいということになると、前回の 46 円がベストの金額だとは考えているのですがけれども、本日、兵庫県の他の特定最賃の状況もお聞きし、地賃のことも勘案して 51 円まで歩み寄らせていただきます。

以上です。

○桜間部会長

労使双方より、金額提示とそのお考えをお伺いしました。

労働者側は、前回と変わらず 78 円引上げの 1,113 円。

使用者側は、今回 51 円引上げの 1,086 円。

という御主張でございました。

労使双方の提示額をお伺いしましたが、金額にはまだ開きがございますので、これから、詰めていきたいと思えます。

それでは、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話をさせていただき、その後、使用者側とお話することにしたいと思えます。

(公労会議、公使会議、労使会議、第 2 回公労会議、第 2 回公使会議、第 3 回公労会議)

#### ○桜間部会長

ここまで金額改正について審議を続けてきましたが、労使の御意見は一致には至っておりません。労働者側の提示は 52 円引上げ、使用者側は 51 円引上げとなり、引上げ額の一致には至っておりません。

また、これ以上審議を重ねても双方の意見の一致は困難と考えます。そのため、公益側での(案)を示し、採決により結審することにしたいと思えます。

なお、7 月 19 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することを議決しています。

従いまして、公益委員(案)を全会一致により議決していただけなかった場合には、答申を行うことは出来ませんので、改めて、10 月 3 日に予定している本審において審議、答申していただくこととなります。

では、公益委員(案)を示し採決をとることについて、労使各委員御了解いただけますでしょうか。

#### ○労使委員

異議なし。

#### ○桜間部会長

それでは、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正について、その金額及びその考え方を提示させていただきたいと思えます。

公益委員(案)は、

引上げ額 52 円の時間額 1,087 円

と、いたしました。

この(案)につきましては、労働側委員からの御説明がございましたが 他業種に比べて、はん用機械産業の魅力を高めていくというようなことでもありますとか、地域間格差、これは、大阪は大阪だという御意見もございますが、大阪のはん用機械が 57 円引上げとなりまして、その差が、51、52 円ではいずれにせよ縮まらずにより大きくなるわけですけれども、そういう中で地域性を考えたときに、全く意識しないというわけにはいえないと思えます。

一方で、現実的にどこまで引上げが可能なのか考えなければいけないのでございますけれども、使用者側が、ギリギリの線、デッドラインまでお示しいただいた 51 円の影響率が 7.87%、52 円の場合 7.95%で、どちらも 8%を切るギリギリの線で影響率には大きな差がない中で、物価上昇率とか政府の統計等を考慮いたしまして、何とか 52 円引上げることが適切ではないかと判断いたしました。

それでは、この公益委員見解について採決をしたいと思います。

なお、採決は部会長を除く委員の挙手をもって行います。

兵庫県はん用機械器具等製造業の最低賃金の改正について、公益委員（案）の時間額 1,087 円、引上げ額 52 円に反対の方は挙手をお願いいたします。

（使用者側委員 2 名挙手。）

○桜間部会長

続きまして、公益委員（案）に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（労働者側委員 3 名挙手。）

○桜間部会長

公益委員（案）につきまして、

5 名中賛成 3 名、反対 2 名

という結果です。

公益（案）について過半数の賛同をいただきましたので、今回、この専門部会での結論は公益（案）により部会報告を行うこととなります。

また、この金額には反対の方がいらっしゃいますので、全会一致に至らなかったということになります。

では、事務局において、この内容で報告書（案）を作成してください。

○安積賃金室長

はい。

準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

（事務局が報告書（案）を作成し、部会長が確認。出席者に報告書（案）を配布。）

○桜間部会長

それでは、報告文（案）の確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）の読み上げをお願いいたします。

○飯田賃金指導官

はい。

令和6年10月1日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 桜間裕章

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 上林憲雄 桜間裕章 高階利徳

労働者代表委員 岩崎和人 小菅梨絵 坂元隆一

使用者代表委員 下岡隆 中崎芳喜 松下田佳子

別紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業

(3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・レ  
理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レ

ンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

ハ 塗装におけるマスキングの業務

ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,087円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和6年12月1日

以上です。

○桜間部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいでしょうか。

○労使委員

はい。

○桜間部会長

それでは、報告文(案)から(案)を消したものを正式な報告文として本審に報告することといたします。

今回、当専門部会においては残念ながら、全会一致に至りませんでした。兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正について、部会報告をまとめることとなりました。

この結果につきましては、この後の本審において報告を行い、そこで審議、答申が行われることとなります。

議題（１）の改正決定の審議については以上となります。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。

では、続いて議題（２）「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等がございますか。

○安積賃金室長

はい。

委員の皆様、本日は、兵庫県はん用機械器具等製造業の最低賃金につきまして、部会報告を取りまとめていただき、誠にありがとうございました。

残念ながら全会一致には至りませんでした。今年は大変厳しい状況の中、皆様が真摯に御審議いただきましたことに深く感謝申し上げます。

なお、本日、取りまとめていただきました報告につきましては、先程、部会長からもありまじけれども10月3日の本審の場において、報告、審議を行っていただく予定となっております。

また、改正の決定後は、事務局といたしましても速やかに県内に幅広く広報活動を行っていくとともに、改正金額の周知及び履行確保に努めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○桜間部会長

本日の審議は以上となります。

それでは、これをもって、本年の兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会は終了といたします。

皆様、お疲れ様でした。

○労使委員

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

桜間 裕章

坂元 隆一

松下 田佳子